

会 議 録

会議の名称	令和5年度第2回上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会	
開催日時	令和6年2月2日(金) 午前10時00分から午前11時00分まで	
開催場所	上尾市役所 行政棟3階 庁議室	
議長(委員長・会長)氏名	渡辺 英人 会長	
出席者(委員)氏名	高松 佳子、須賀 聡、長島 優香、布施 俊輔、高橋 晴美、 小山 晴久、浅子 工、須賀 好和	
欠席者(委員)氏名	遠山 将央	
事務局(庶務担当)	総務課：石川課長、梅津副主幹、原田主任、秦主任	
会 議 事 項	議 題	
	(1) 審議 上尾市情報公開・個人情報運営審議会の運営について(答申)	
	(2) 報告 上尾市工事設計書等の情報提供における運用開始について	
	(3) その他	
議事の経過	別紙のとおり	傍聴者数 0名
会議資料	別紙のとおり	
<p>議事の内容・概要に相違なきことを証するため、ここに署名する。</p> <p>令和 6 年 3 月 25 日</p> <p style="text-align: right;">議 長 の 署 名 <u>渡辺英人</u></p> <p style="text-align: right;">議長に代わる者の署名 _____ (議長が欠けたときのみ)</p>		

議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>ただいまから、令和5年度第2回上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会を開催いたします。本日は委員の出席が過半数に達しておりますので、上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会条例第6条第2項の規定に基づき審議会が成立したことを報告いたします。</p> <p>それでは、改めて会議を進めてまいります。 まず、事務局から本日の資料の確認をさせていただきます。</p>
事務局	<p>【資料の説明】</p>
事務局	<p>それでは、議事の進行を渡辺会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>議事に先立ちまして、本審議会の会議公開・非公開の決定をさせていただきます。上尾市では審議会等の会議を公開することにより、その審議の状況を市民に明らかにし、審議会運営の透明性・公正性を確保し、開かれた市政の推進を目指しています。本審議会につきましては、個人情報を含む審議である場合を除いて、平成14年度から原則公開としています。そこで、委員の皆様にお諮りいたします。本審議会の原則公開について、ご異議のある方はいらっしゃいますか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>ありがとうございました。それでは、本審議会は原則公開をもって運営いたします。本日、傍聴者はおりますでしょうか。</p>
事務局	<p>傍聴者は1名です。</p>
議長	<p>それでは、傍聴者を通してください。事務局から傍聴に当たっての注意事項の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【傍聴者に対して注意事項を説明】</p>

議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議長	<p>それでは、本日の議事に移ります。本日の議事は、(1) 審議、(2) 報告 (3) その他となっております。</p> <p>まず、(1) の「上尾市情報公開・個人情報運営審議会の運営について (答申)」の審議でございます。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【以下の資料に沿って説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【諮問】 上尾市情報公開・個人情報運営審議会の運営について ・【参考】 審議会の運営について ・【補足説明】 上尾市公文書管理条例 (案) の概要 ・【参考】 上尾市公文書管理条例 (案)
議長	<p>ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見・ご質問がありましたら、お願いします。</p> <p>発言を促すため、議長より発言よろしいでしょうか。</p> <p>今の時代、文書の保存は紙だけでなく電子でも保存できるようになっています。昨年、家庭裁判所がとある事件の文書をルールに従い処分したことに對し問題視する意見が出たことも踏まえ、電子等により永久に残していく可能性も考慮していったよいのではと考えます。</p>
須賀委員	<p>電子データの場合、大きな衝撃や強力な磁力により破損したり、USB 等の記録媒体を紛失したり、様々なリスクが考えられます。紙においても火災による焼失が考えられます。</p> <p>様々なリスクを考慮し、保存方法を検討していく必要があると考えます。</p>
布施委員	<p>事務局よりご説明ありました公文書管理条例について、私からも条例案について意見をさせていただきました。</p> <p>公文書管理条例では、文書の適切な管理に関する基準が定められます。廃棄する文書や、歴史的価値のある文書の保存を決める際には審議会を開催し、基準に則った運用が徹底されます。</p> <p>この運用は上尾市全体に関わることであるため、行政のみの判断ではなく、多様な背景を持つ審議会委員の意見を交えながら判断することが、市政</p>

議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
高橋委員	<p>の運営にも重要であると考えます。よって、審議会の役割が重要になると思われる。</p> <p>電子等により保存方法の多様化についてお話がありましたが、歴史的な文書の特定に加え、その文書の管理方法について議論することが重要であると考えます。</p>
議長	<p>音楽の配信サービスや電子書籍について言えることですが、何らかの問題により配信が停止されることがあります。その一方で、本などは一度発売されてしまえば、どこかに残るといった利点があります。先ほどの発言とは違うことを言ってしまうますが、電子にも紙にもそれぞれ利点はあると考えます。</p> <p>また、審議会委員の構成について、市長が必要と認めるものを加えるがありますが、その時々懸案に対し見識のある人を呼ぶこともあってもいいのではと考えます。</p>
高松委員	<p>文書の電子化により、紙に比べて場所を取らなくなる分、多くの文書を残してほしいと考えますが、自治体職員にかかる負担との兼ね合いにより考えていく必要があると思います。</p> <p>また、後の年代の人でも、文書の歴史的価値や意義をすぐに読み取れるような保存の方法を、考えていかなければならないと思います。</p>
長島委員	<p>公文書管理条例のような管理条例は、全国でもまだ多くはなく、上尾市は問題意識を持って公文書の管理に取り組んでいく意識があると思います。</p> <p>実際にやってみないとわからないところも多いと思われませんが、大事なものは業務に携わる職員にとって、ある程度運用しやすいことだと考えます。</p> <p>もし職員にとって運用しづらい決まりを作ってしまうと、いずれ機能しなくなり、勝手にやりやすいように方法を変えられてしまう恐れがあります。</p> <p>よって、職員にとってある程度やりやすい形で滑り出してみることも大事だと考えます。</p> <p>一方で私たちも、その方法が適切なのか丁寧に審議していく必要があると考えます。</p>

議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
議長	<p>審議会に市民の目線が加わることはとても良いと思いますが、市民公募の際は、色々な背景を持つ人たちに加わってほしいという意図があるならば、性別や年代、障害者への理解等について、バランスがとれるような構成が望ましいと考えます。</p>
議長	<p>先ほども申し上げましたが、その時の懸案事項に適した人を呼ぶ方法も考えてもよいと思います。</p>
長島委員	<p>事務局の今のところの考えとしては、市民の枠は、公募により選ばれた人のみが任期中は参加するというのでしょうか。</p>
事務局	<p>現状、審議内容によって参加する人が変わるというような決まりにはなっていませんが、変えることは可能であると考えます。</p> <p>今回ご意見をいただいたので、今後検討してまいります。</p>
議長	<p>決して反対意見のあることではないので、ぜひ検討を進めていただきたいと思えます。</p> <p>それでは、「上尾市情報公開・個人情報運営審議会の運営について」の答申を決定いたします。事務局において手続きを経て畠山市長へ答申していただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>次は（２）の報告です。「上尾市工事設計書等の情報提供における運用開始について」でございます。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【以下の資料に沿って説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【報告】 工事設計書等の情報提供運用開始について ・【参考】 上尾市工事設計書等の情報提供に関する要領
議長	<p>ありがとうございました。ただ今の説明について、ご意見・ご質問がありましたら、お願いします。</p>
高松委員	<p>総務課の皆さんに聞いていいかわかりませんが、工事設計書を公開するこ</p>

議事の経過

発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局	<p>とで、業者ごとの入札の価格差が少なくなっていくと思われませんが、その他評価する方法があるのか、ご存じでしたらお聞きしたいです。</p> <p>申し訳ありません。工事設計に携わっていないためお答えできません。</p> <p>今回、工事設計書を情報提供することとした要因が、上尾市の行政文書公開申請のうち、工事設計書に係る申請件数が多かったため、情報提供とすることとしました。</p>
布施委員	<p>公開される工事設計書には、業者名が書かれていますか。</p>
事務局	<p>市が作成した設計書なので、業者名は書かれていません。</p>
布施委員	<p>情報提供に変わったことで、今まで総務課を通していたものが、工事担当課のみの判断で公開することができるようになったということでしょうか。</p> <p>また、それにより事務負担が減り、かつ市民サービスが向上するということでしょうか。</p>
事務局	<p>そのとおりです。</p>
議長	<p>その他にご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>次は（３）のその他です。</p> <p>それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【事務局説明】</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事は以上でございます。長時間にわたりご審議いただきまして、誠にありがとうございました。議事進行を事務局にお戻しいたします。</p>
総務課長	<p>長時間に渡り、ご審議を賜りまして誠にありがとうございました。</p> <p>令和５年度の運営審議会につきましては、特段の事情がない限り、本日をもって終了となります。</p>

議事の経過

発言者	議題・発言内容・決定事項
	<p>委員の任期につきましては、令和6年3月31日までとなりますが、これまでに渡り、貴重なご意見やご審議を賜り、深く感謝申し上げます。大変ありがとうございました。</p> <p>今後、新年度に向かいます、再度、新たな委嘱のお願い・調整をさせていただく場合がございますが、今後もそれぞれのお立場で本運営審議会の円滑な推進のために、引き続きのご支援、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。</p> <p>それでは、以上をもちまして本日の会議を終了とさせていただきます。 本日は、誠にありがとうございました。</p>